

再 申 請 誓 約 書

年 月 日

(宛先) 和歌山市長

届出者 住所

氏名

印

(署名又は記名押印)

電話

若竹学級名	小学校若竹学級		
児童氏名、学年 及び利用区分		年	<input type="checkbox"/> 通年 (毎月) <input type="checkbox"/> 長期 (春・夏・冬休み)
児童氏名、学年 及び利用区分		年	<input type="checkbox"/> 通年 (毎月) <input type="checkbox"/> 長期 (春・夏・冬休み)

上記の児童の利用を再申請します。

利用の再申請にあたり、今年度の前回申請時から、

(誓約・同意書および家庭状況申告書 就労証明書) の内容について変更はありません。

以下の事項について、誓約および同意します。

誓約事項

- 1 やむを得ない場合を除き、原則、若竹学級の利用時間を厳守すること。
- 2 保育終了後の帰宅時等における交通事故等その他の事故の一切の責任は保護者が負うこと。
- 3 保育中の病気等については、保護者と連絡をとり、すみやかに処置をするが、これに要した費用については一切を保護者が負担すること。
- 4 児童が備品等を破損したときは、すみやかに弁償すること。
- 5 その他、安心・安全な若竹学級の運営のためにする指導員等の指示に従うこと。
- 6 利用日数に関わらず、月額利用料を支払わなければならないこと。
- 7 月に5日以上の利用すること。

同意事項

- 8 利用資格の確認・審査や利用料の調査に必要な場合、保護者や同居人の住民票・世帯情報、市区町村民税の情報等を、和歌山市が公簿により確認すること。また、委託業者が審査に必要な所得や世帯等の情報を和歌山市に照会すること。
- 9 施設の適正人数等の理由により安心・安全な若竹学級が運営できない場合、利用できず待機となる場合があること。
- 10 上記1～7の誓約事項が守られない場合、利用を制限される場合があること。
- 11 児童・保護者が他の児童・保護者や指導員等に危害を加えたり、暴言を吐くなどして、集団生活に著しい支障が生じる場合、利用を制限される場合があること。
- 12 納付すべき期限までに利用料を納めない場合、利用を制限される場合があること。